

集落営農組織運営における諸法制の早期課題対処を求める意見書の提出について

我が国の農業経営の一翼を担う集落営農組織は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、将来の日本農業のあるべき姿として、集落の個別農業者が組織形成をなした特定農業団体であり、その目標は法人組織（農地集積権利設定）となることです。

しかし、現法人格を有する集落営農組織では、大半がサラリーマンである組織構成員が中心に事業活動をしているが、兼業禁止法令により賃金制にはできず、従事分量制（利益分配）での事業運営を強いられているといった現状であります。

更に、この従事分量制による労災保険の加入については、中小事業主等の特別加入、又は特定農作業従事者特別加入となっており、一般労災よりも保険料が高額で補償対象内容も限定される等の課題があります。

このように特定農業団体あるいは法人が、安心して農業に従事し、かつ安定した経営がまだ確立されたものでないことは、農業者組織として大きな課題であり我が国の農政施策に対し不安と大きな憤りを感じるところであります。

つきましては、農地の維持向上に努めている組織構成員の営農と暮らしを守るために、政府におかれましては、次の事項について、早期に対処されるよう強く求めます。

記

法人格を有する集落営農組織の現状では、既存の労働基準法や税法の枠内での組織運営は困難であり、集落営農組織及びその構成員が安心して営農活動に従事できる様に、法制間対処施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月26日

近江八幡市議会議長 井狩 光男

内閣総理大臣	}	宛
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		